

平成 26 年度 豊丘村の健全化判断比率等について

1. 財政の早期健全化・再生に関する指標

(単位：%)

項 目	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	- (Δ26.64)	15.00	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	- (Δ29.62)	20.00	30.00
実 質 公 債 費 比 率	3.9	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	- (Δ19.2)	350.0	

実質赤字比率、連結実質赤字比率について収支が黒字の場合は「 - (該当なし)」で表示し、参考に黒字の比率を()で示す。また、将来負担比率についても算定数値がマイナスとなるため参考に数値を()で示す。

(1) 実質赤字比率

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は該当しない。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当しない。

(3) 実質公債費比率

元利償還金に充当する算入公債費等が増加したことなどにより、前年度数値より 1.6 ポイント良化した。(前年度：5.5%)

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額は生じておらず、将来負担比率は該当しない。

$$\frac{\text{将来負担額 } 58 \text{ 億 } 7,432 \text{ 万円} - \text{ 充当可能財源等 } 62 \text{ 億 } 7,655 \text{ 万円}}{\text{標準財政規模 } 25 \text{ 億 } 3,531 \text{ 万円} - \text{ 算入公債費等 } 4 \text{ 億 } 4,358 \text{ 万円}} = 19.2\%$$

(前年度： 20.6%)

主な将来負担額	地方債の現在高	36億4,211万円
	公営企業債等繰入見込額	14億8,272万円
	退職手当負担見込額	7億1,576万円
	組合等の負担見込額	3,373万円
充当可能財源等	基準財政需要額算入見込額	38億5,813万円
	充当可能基金	23億6,984万円
	充当可能特定歳入	4,858万円

2. 公営企業の経営健全化に関する指標

(単位：%)

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道特別会計	- (Δ15.4)	20.0
下水道事業特別会計	- (Δ24.7)	20.0

資金不足比率が算定されない場合は「- (該当なし)」で表示し、参考に黒字の比率を()で示す。

(1) 資金不足比率

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当しない。

総括表 健全化判断比率の状況（平成26年度決算）

Ver.26.00

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
204161	長野県	豊丘村	-	-	3.9	-

団体区分

5.町村

必ず選択して下さい。

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
2,535,308	142,694	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表 連結実質赤字比率等の状況（平成26年度決算）

一般会計等	一般会計等に属する特別会計	実質収支額	(分母比)
一般会計		675,572	26.6
小計		675,572	26.6
標準財政規模		2,535,308	100.0
実質赤字比率 (%)		-26.64	

公営企業に属する特別会計以外のうち	実質収支額	(分母比)
国民健康保険特別会計	14,947	0.6
介護保険特別会計	23,713	0.9
後期高齢者医療特別会計	14	0.0

実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」、又は「連結実質赤字比率 (%)」は、**負の値**で表示されます。

団体名 長野県豊丘村

法適用企業	法非適用企業	会計名	資金不足・剰余額	(分母比)
宅地造成事業以外	宅地造成事業	簡易水道特別会計	16,562	0.7
宅地造成事業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	20,393	0.8
宅地造成事業		合計	751,201	29.6
		標準財政規模(再掲)	2,535,308	100.0
		連結実質赤字比率 (%)	-29.62	

Ver.26.00

(単位：千円)

元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)(3 A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算出した 「E」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額)(3「表 」ウ、欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て られたと認めら れた繰入金(3「表 」合計、欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てられた 補助金 又は負担金	公債費に連する 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3「A表」特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費(繰上利 償還金に係るも のに限る。)	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額
354,283	159,156		6,495		12,142		12,142	89,741	94,674	200,854	7,930
342,921	160,423		5,996		12,142		12,142	83,645	92,037	218,531	4,530
338,513	156,886		6,133		12,142		12,142	78,732	92,744	263,421	2,898

密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金(地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額	地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3万年平均)
	5,631	745,959	1,601,413	156,368		5.17656	3.9
	5,827	766,734	1,606,729	147,727		4.37622	
	5,785	781,518	1,611,096	142,694		2.19006	

(参考)

PF I事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行 うる事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した機 関住宅等受けるため に支払う賃借料(省 令第7条第4号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)

資金不足比率等に関する算定様式

2 表 公営企業会計に係る資金不足額等

法非適用企業

(単位:千円)

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名等	団体区分	標準財政規模 x	特別会計名	宅地区分	非適	(1)			(2)			(3)				
								歳出額	算入地方債	s-t1-t2-t3-t4-t5+t'	歳入額 s	継続費過次繰越額 t1	繰越明許費繰越額 t2	事故繰越繰越額 t3	事業繰越額 t4	支払繰延額 t5	未収入特定財源 t'	
204161	長野県	豊丘村	5	2,535,308	簡易水道特別会計	1	非適	148,386		164,948	164,948	164,948	3,400					3,400
204161	長野県	豊丘村	5	2,535,308	下水道事業特別会計	1	非適	305,288		325,681	325,681	6,150						6,150

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名等	団体区分	標準財政規模 x	特別会計名	宅地区分	非適	令3条1項の額・令4条の額	(7)	(8)	(9)	(10)	(10)	(12)	資金不足比率 (9)/(12) (%)	標準財政規模比 (8)/x (%)	
																	解消可能資金不足額
204161	長野県	豊丘村	5	2,535,308	簡易水道特別会計	1	非適	16,562	0	16,562	16,562	107,775	107,775	107,775	△ 15.4	***	0.7
204161	長野県	豊丘村	5	2,535,308	下水道事業特別会計	1	非適	20,393	0	20,393	20,393	82,433	82,433	82,433	△ 24.7	***	0.8

健全化判断比率等の概要

1 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

一般会計等の実質赤字額 標準財政規模	$\times 100$	早期健全化基準	11.25% ～15% 財政規模による
一般会計等：一般会計及び公営事業（公営企業を含む）を除く特別会計 実質赤字額＝繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額 繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰上げて充用した額 支払繰延額：実質上歳入不足のため支払いを翌年度に繰り延べた額 事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額		財政再生基準	20%

2 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額（イ＋ロ－ハ－ニ） 標準財政規模	$\times 100$	早期健全化基準	16.25% ～20% 財政規模による
イ：実質赤字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額の計 ロ：資金不足額を生じた公営企業会計における資金不足額の計 ハ：実質黒字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質黒字額の計 ニ：資金剰余額を生じた公営企業会計における資金の剰余額の計		財政再生基準	30%

3 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

地方債の元利償還金＋準元利償還金－（特定財源＋イ） 標準財政規模－イ	$\times 100$	早期健全化基準	25%
イ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 準元利償還金：①から⑤までの合計額 ①満期一括償還地方債に係る年度割相当額 ②公営企業債の償還金に充てたと認められる一般会計等から一般会計等以外への繰出金 ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に充てたと認められる負担金等 ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ⑤一時借入金の利子		財政再生基準	35%

4 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋イ） 標準財政規模－ロ	$\times 100$	早期健全化基準	350%
イ：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ロ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 将来負担額：①から⑧までの合計額 ①一般会計等の決算年度末地方債残高 ②債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) ③公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 ④地方公共団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額 ⑤退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 ⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦連結実質赤字額 ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額		財政再生基準	—

5 資金不足比率：各公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率

資金の不足額 事業の規模	$\times 100$	経営健全化基準	20%
○資金の不足額 ①法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額 ②法非適用企業＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額			

※早期健全化基準以上の団体は、財政健全化計画の策定が義務付けられる。

※財政再生基準以上の団体は、財政再生計画の策定が義務付けられるとともに、地方債の起債が制限される。

※経営健全化基準以上の公営企業がある団体は、当該公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられる。